

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成金交付申請の手引き
(分析経費)

助成金交付申請は絶縁油の試料採取及び分析を実施する前に行ってください。
ただし、電気設備点検の都合等により交付申請より以前に試料の採取のみを行い、試料の分析が未実施である場合に限り申請受付します。

平成29年8月
東京都環境局
公益財団法人東京都環境公社

- PCBは、化学的に安定で絶縁性など優れた性質を持っているため、受電施設のトランスなどに幅広く利用されてきました。しかし、昭和43年に発生したカネミ油症事件を機にPCBの毒性が大きな社会問題となり、昭和49年までに製造・輸入・使用が原則として禁止されました。
- その後、平成14年になって、PCBを使用していないはずのトランス等電気機器の中に微量のPCB(濃度0.5~100mg/kg程度のPCB)に汚染された絶縁油を含むものが存在することが判明しました。国等の調査では、このような微量PCB汚染電気機器は全国に120万台あると推定しており、この数字から都内には10万台程度あると考えられています。
- トランス等電気機器を使用している事業者におかれましては、当該電気機器の製造者に対して、PCB汚染物である可能性について確認いただき、PCB汚染物である可能性が完全に否定できないと判断された場合には、縁油中のPCBを分析により判定しなければなりません。分析の結果、0.5mg/kgを超えてPCBが検出された場合は、微量PCB廃棄物に該当し、国の認定した無害化処理施設等で平成39年3月31日までに処理する必要があります。
- このため、東京都では、中小企業等の皆様が都内に保有するトランス等電気機器類の微量PCB分析経費の一部を助成することとしました。

なお、助成金の申請受付業務は、「公益財団法人東京都環境公社」が実施いたします。

<問い合わせ先>

公益財団法人東京都環境公社 微量PCB助成金交付担当 直通 03-3649-8541 9時00分から17時00分まで(土日・祝日、年末年始を除く。)

目次

1 助成事業の概要	ページ数
(1)助成対象となる電気機器	1
(2)助成対象者	3
(3)助成対象経費	4
(4)助成金の額及び限度額	
2 交付手続き	
(1)手続きフロー図	5
(2)交付申請	6
(3)交付決定	7
(4)絶縁油の試料採取及び分析の実施	
(5)実績報告書	
(6)額の確定及び支払い	
(7)申請内容の変更	
3 必要書類	
(1)交付申請時	8
(2)実績報告時	10
4 その他の事項	
5 参考資料	
参考1 メーカーの問合せ先窓口一覧	11
参考2 会社以外の法人の主たる業種について	12
6 様式集・記入例	
(1)交付申請書（第1号の2様式）	14
(2)変更・廃止承認申請書（第3号の2様式）	22
(3)実績報告書（第5号の2様式）	26
(4)請求書（第7号様式）	30

1 助成事業の概要

微量PCB含有電気機器に該当するか否かを確認するための試料採取及び分析に係る経費の一部を助成します。

(1) 助成対象となる電気機器

都内で保有している微量のPCBによって汚染されたおそれのある電気機器（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用したもの並びに安定器及び安定器から取り出したコンデンサを除く。）

例）トランス（変圧器）・コンデンサー（蓄電器）・リアクトル・変成器・放電コイル・整流器・開閉器・遮断器・サージアブソーバー（避雷器）等

<微量 PCB 汚染廃電気機器等の判別方法>

絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年（1991年）以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないとされています。一方、変圧器のように絶縁油にかかるメンテナンスが行うことができる電気機器では、平成6年（1994年）以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないとされています。

（環境省・経済産業省資料から引用）」

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等からPCB汚染の可能性を確認し、上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、銘板記載の表示記号等により当該電気機器の製造メーカーへPCBの含有について問合せを行ってください。

（11頁「参考1 メーカーの問合せ先窓口一覧」をご参照ください。）

<高濃度PCBが使用されている機器は助成対象となりません>

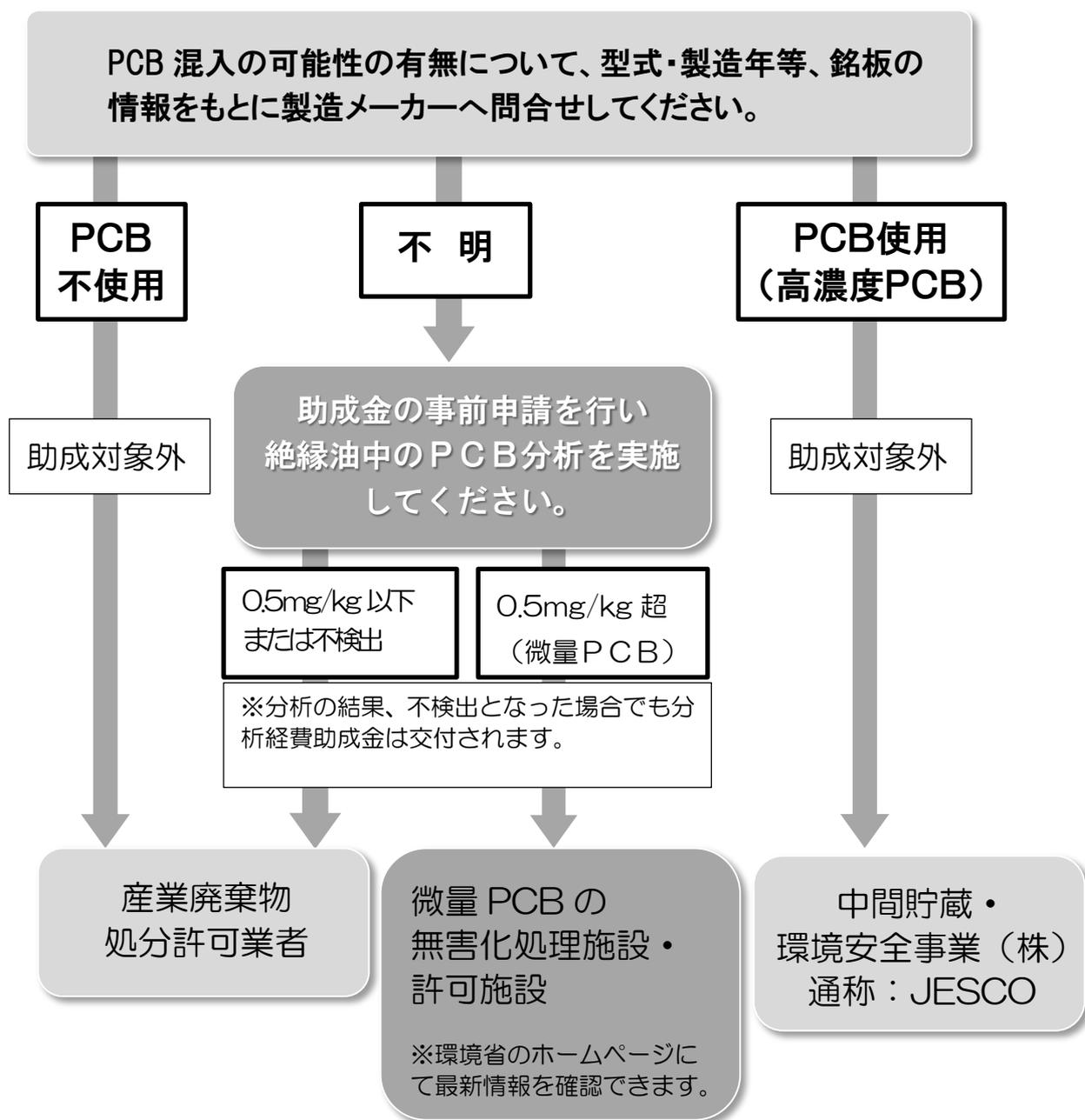
銘板記載の表示記号等により当該電気機器の製造メーカーへ問合せを行った結果、高濃度PCBを含有しているか、もしくはPCBを含有している可能性が無いことが確認できれば分析の必要は無いため、助成対象にはなりません。

<PCB混入の可能性が完全に否定できない機器は分析経費助成の対象となります>

メーカーに問合せを行った結果、メーカー出荷時にはPCBで汚染されていないことが確認された機器であっても、使用中にPCBで汚染された可能性のある絶縁油を補充又は入替（履歴不明のものも含む）したことにより、PCB汚染の有無が現段階で不明となってしまう場合は助成対象となります。事前申請の上、絶縁油のPCB濃度分析を実施してください。

また、助成対象となった機器を分析した結果、PCBが検出されなかった場合でも分析助成金は交付されます。

PCB 廃棄物は絶縁油中の PCB 濃度によって処理の方法が異なります。
メーカーに問合せた結果をもとに、それぞれの処理の方法については下の図を参照してください。



(2) 助成対象者

都内に助成対象となる電気機器を所有する方であって、次に該当する方が助成金交付の対象者となります。

① 個人

② 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

③ マンション等建物管理組合法人

④ 中小企業者

業種	資本金・従業員数
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下
製造業・その他の業種	3億円以下 又は 300人以下

⑤ 会社以外の法人であって、常時使用する従業員の数が次の表以下であるもの

主たる事業	常時使用する従業員数
サービス業に属する事業	100人
卸売業に属する事業	100人
小売業に属する事	50人
製造業・その他の業種に属する事業	300人

※学校法人、医療法人、財団法人、宗教法人、社会福祉法人、保育園、健康保険組合は従業員数100人以下の場合、助成対象となります。

*主たる事業は、12頁の「参考2 会社以外の法人の主たる業種について」をご参照ください。

*従業員数とは、労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員として考えます。パート・アルバイト等の名目上は、臨時雇いであっても、解雇の予告を必要とする人員は従業員に含みます。

*④中小企業者で資本金が当てはまらず、従業員数のみ当てはまる場合、または⑤会社以外の法人の場合、業種ごとに規定した従業員数であることを証する書類が必要です（9頁参照）。

*本社が都内にない法人であっても、助成対象廃棄物を都内の事業所で保管している場合は、助成の対象となります。

*国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

*法人格を有していないマンション等建物管理組合は、個人として扱います。

(3) 助成対象経費

- 電気機器から絶縁油を採取する経費及び絶縁油のPCB濃度を分析する経費が助成対象経費となります。
- 「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（環境省）」又は「平成4年厚生省告示第192号別表第2」に記載された方法により分析されたものに限りませす。
- 消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。

(4) 助成金の額及び限度額

○助成金の額

機器1台あたりの助成金の額は、助成対象経費の2分の1です。

○限度額

1台あたりの助成金額の上限は12,500円です。

*合計した助成金額に100円未満の端数が生じた場合は切捨てます。

助成金の算出例

対象機器3台の絶縁油採取及び分析を実施した場合

- ・高圧トランス A 税抜き価格 25,000円（税込み 26,250円）
- ・高圧コンデンサーB 税抜き価格 30,000円（税込み 31,500円）
- ・リアクトル C 税抜き価格 20,500円（税込み 21,525円）

(STEP1) 1台ごとの税抜き価格に助成率を乗じます。

A 25,000円×1/2=12,500円

B 30,000円×1/2=15,000円

C 20,500円×1/2=10,250円

(STEP2) 1台ごとの金額が上限の12,500円以上となった場合は12,500円とします。

A 12,500円、B 12,500円、C 10,250円

(STEP3) 合算します。

12,500+12,500+10,250=35,250円

(STEP4) 端数を切り捨てた35,200円が助成金額になります。

2 交付手続き

(1) 手続きフロー図

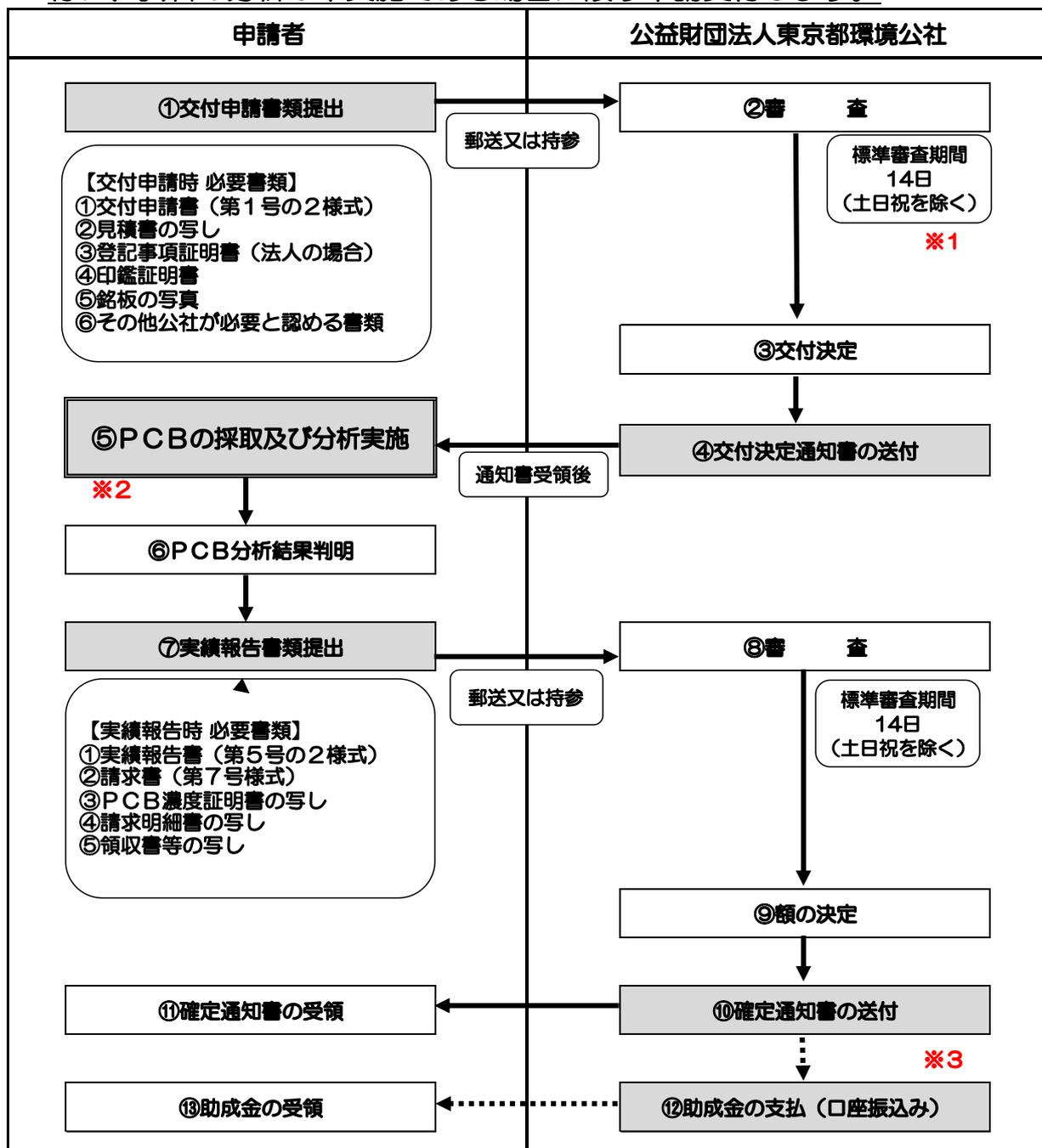
書類の提出は2回行います。

1回目：絶縁油の試料採取及び分析前の交付申請※

2回目：分析後の実績報告

※絶縁油の試料採取及び試料分析の実施は必ず交付決定通知書を受領した後に実施してください。交付決定通知書の発行よりも前に絶縁油の試料採取及び分析を実施した場合は、助成金の交付はできません。

ただし、電気設備点検の都合等により交付申請より以前に試料の採取のみを行い、試料の分析が未実施である場合に限り申請受付します。



※1 標準審査期間は、記入事項及び添付書類が整った日から起算します。

※2 電気設備点検の都合等により、交付申請より以前に試料の採取のみを行い、試料の分析が未実施である場合に限り申請受付します。

※3 確定通知書の発送から、助成金支払いまでには若干の期間がかかることがあります。

(2) 交付申請

①申請書受付期間

平成24年4月1日から平成33年3月31日まで

ただし、予算の範囲を超えた日をもって、申請書の受付を停止しますのでご注意ください。

- * 上記期間に申請書を先着順に受け付け、審査の対象とします。
- * 予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。
- * 使用中の電気機器の絶縁油を処分する場合、PCB濃度分析のための試料採取作業や絶縁油の入替え作業には、それぞれ施設の停電が必要となります。日程を十分調整の上、申請してください。

②申請方法

当該助成事業への申請は、次の手順で行ってください。

○申請書様式

申請者又は申請者から依頼された事務代行者は、公社のホームページにアクセスし、必要な様式をダウンロードし、必要事項の入力を行ってください。

(公財)東京都環境公社ホームページ <https://www.tokyokankyo.jp/>

- * インターネットをご利用になれない場合は、助成金交付要綱中の微量PCB処理助成金交付申請書(第1号の2様式。以下、「申請書」という。)を複写し、手書きでご記入をお願いします。その場合は、黒色のボールペン(フリクションペン不可)で丁寧に記入をしてください。

○申請方法

次の窓口に、郵送、又は持参してください。

なお、窓口に持参する場合はあらかじめ電話で予約をしてください。

TEL 03-3649-8541

(土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで)

〒130-0022

東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階
公益財団法人 東京都環境公社 (微量PCB助成金交付担当 宛)

○申請書類

1部

申請書に押印（実印）の上、必要書類（8頁参照）とともに、公社窓口を持参するか、郵送してください。

*提出書類は必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。助成金の審査手続中、公社からの問合せの際に確認していただくことがあります。

(3) 交付決定

○公社は、申請書を受け付けた後、審査し交付要件に合致していると認めるときは、交付決定通知書を申請者宛に送付します。

(4) 絶縁油の試料採取及び分析の実施

※絶縁油の試料採取及び試料分析の実施は必ず交付決定通知書を受領した後に実施してください。交付決定通知書の発行よりも前に絶縁油の試料採取及び分析を実施した場合は、助成金の交付はできません。

ただし、電気設備点検の都合等により交付申請より以前に試料の採取のみを行い、試料の分析が未実施である場合に限り申請受付します。

(5) 実績報告書

○分析委託の完了日（PCB濃度の証明書を受領した日）の翌日から起算して15日を経過した日又は平成33年12月31日のいずれか早い日までの日必着 *報告方法は交付申請と同じです。必要書類は8頁を参照してください。

(6) 額の確定及び支払い

○公社は、実績報告の内容を審査（標準審査期間約14日間）し、交付要件に合致していると認められた場合は、額の確定通知書を申請者宛に送付します。

○その後、指定口座に助成金を振込みます。

(7) 申請内容の変更

○交付決定通知後に下記に示す申請内容に変更が生じた場合は、速やかに承認申請書（第3号の2様式）を提出してください。

- ・経費配分に変更が生じた場合
- ・事業の内容を変更する場合
- ・事業を廃止する場合
- ・申請者の情報に変更が生じた場合
- ・助成金振込先に変更が生じた場合

公社は、助成金交付決定額の変更を承認した場合は、承認通知書を申請者宛に送付します。経費配分及び事業内容の変更承認申請者は、承認通知書を受領後に、試料採取及び分析を行なってください。

3 必要書類

(1) 交付申請時

○交付申請書（第1号の2様式）

申請書には押印が必要です。押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。

○見積書の写し

絶縁油の試料の採取及び分析事業者が発行した見積書の写しで、助成対象機器1台ごとの税抜き金額（単価）及び数量を記載したものがが必要です。

*見積書と請求書を発行する会社は同一でなくてはなりません。

見積書の写しをお送りいただく際は、以下の項目をご確認ください。

- ① 見積書発行日が記載されているか
- ② 見積書発行者の印が押印されているか
- ③ 見積書の宛先が交付申請者と同一であるか
- ④ 見積書の内訳に記載された内容と交付申請書（第1号の2様式）に記載された内容が一致しているか

○商業・法人登記の登記事項証明書

申請者が法人の場合は、法務局が交付する商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）の原本（発行後3箇月以内のもの）が必要です。なお、以前に本事業の助成金交付を申請した方で、前回申請時に提出した登記事項証明書が次の申請時において、発行後3箇月以内のものであれば「東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付決定通知書」の写しをもって省略することができます。

○印鑑証明書

申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書の原本（発行後3箇月以内のもの）が必要です。なお、以前に本事業の助成金交付を申請した方で、前回申請時に提出した印鑑証明書が次の申請時において、発行後3箇月以内のものであれば「東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付決定通知書」の写しをもって省略することができます。

○助成対象者であることを証する書類

- 中小企業者
(資本金で2頁の助成対象者に当てはまらない場合に限りです。)
- 会社以外の法人
業種ごとに規定した従業員数以下であることを証する書類が必要です。
*従業員数を証する書類の例：労働保険概算・確定保険料申告書(控)、
法人税確定申告書添付書類等公的機関に提出した書類で、
公的機関の受領印があることが必要です。
- 法人格を有していないマンション管理組合等任意団体は個人として取り扱います。
 - 1 管理組合代表者の個人の印鑑証明書
 - 2 管理組合の規約
 - 3 代表者に選任されたことが分かる議事録

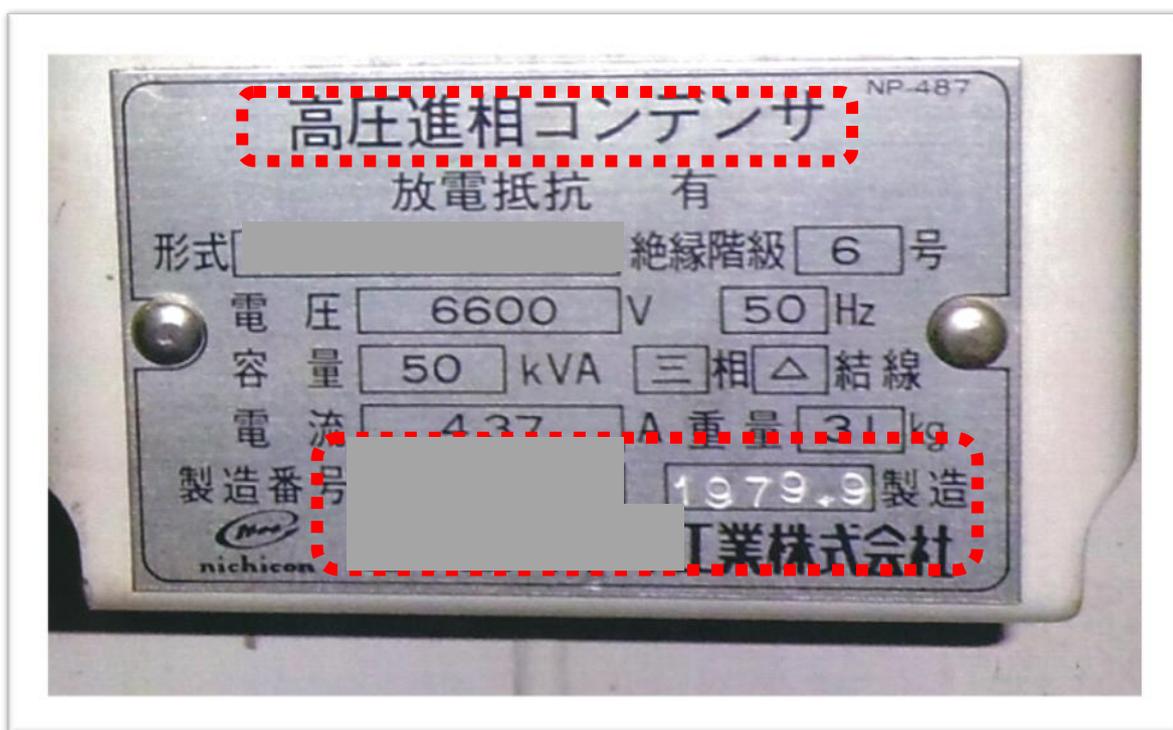
*申請書及び添付書類の印鑑は上記1の代表者個人の実印を押印してください。

○銘板の写真

「機器の種類・製造者・製造年月・製造番号」が表示されている銘板の写真が必要です。錆等により銘板の表示が不明確な場合、狭小な場所や使用中で感電の危険があり銘板の撮影が不可能な場合は、微量PCB助成金担当までご連絡ください。

*電気施設への立ち入りは感電の危険があり大変危険を伴いますので、電気主任技術者の方などに相談して撮影をしてください。

銘板写真例



(2) 実績報告時

○実績報告書（第5号の2様式）

報告書には押印が必要です。押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。

○試験成績書の写し

計量証明事業者（分析事業者）が発行する絶縁油のPCB濃度の証明書（試験成績書等）の写しが必要です。

証明書に機器の製造者、製造年月日、製造番号の記載があり、申請した機器と同一のものであるか確認してください。※宛名は申請者名であること。

○請求明細書の写し

試料採取及び分析事業者が発行した請求明細書が必要となります。

* 交付申請時に提出した見積書と同一の内訳内容(単価及び数量)の記載であり、発行者が見積もり業者と同一の会社であることが必要です。

○支払いを証明する書類の写し

試料採取及び分析事業者が発行した領収書又は銀行の利用明細書等の写しが必要となります。請求明細書の金額と同一であることが必要です。

インターネットバンキングで支払いをした場合、振込金額・振込日・振込元・振込先が記載されている画面を印刷したものが必要です。

○請求書（第7号様式）

申請者が公社に助成金を請求するための書類が必要となります。

* 押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。

4 その他の事項

本手引は、「東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱」に基づき、助成金の具体的な申請方法等を取りまとめたものです。要綱については、公益財団法人東京都環境公社のホームページをご覧ください。

参考1 メーカーの問い合わせ先窓口一覧

平成29年3月現在

1. トランス問合せ先

機器メーカー名	
機器製造時のメーカー名 (銘板記載内容)	現在のメーカー名 問い合わせ先
(株)愛知電機工作所	愛知電機(株) 0568-35-1121
富士電機製造(株)	富士電機(株) 0120-24-9194
(株)日立製作所	(株)日立製作所 0294-55-1130
北陸電機製造(株)	北陸電機製造(株) ・076-475-1124 ・076-475-1138
(株)明電舎	(株)明電舎 055-929-5601
三菱電機(株)	三菱電機(株) 0791-46-2384
日新電機(株)	日新電機(株) 075-864-8913
大阪変圧器(株)	(株)ダイヘン 06-6390-5513
(株)高岳製作所	東光電気(株) 03-6371-5430
東光電気(株)	
東京芝浦電気(株)	(株)東芝 045-440-6484
中国電機製造(株)	中国電機製造(株) 050-5524-1356
(株)西島電機製作所	(株)西島電機製作所 077-562-0891

2. コンデンサ問合せ先

機器メーカー名	
機器製造時のメーカー名 (銘板記載内容)	現在のメーカー名 問い合わせ先
(株)日立製作所	(株)日立製作所 0294-55-1130
日立コンデンサ(株)	日立エーアイシー(株) 0285-74-1231
マルコン電子(株) 二井蓄電器(株) 東京電器(株)	ケミコン山形(株) 0238-84-2134
松下電器産業(株)	パナソニック(株)デバイス 0763-33-5510
三菱電機(株)	三菱電機(株) 03-3218-6620
日本エレクトロニクス工業(株) (株)関西二井製作所	ニチコン(株) 075-241-5316
日新電機(株)	日新電機(株) 075-864-8913
(株)指月電機製作所	(株)指月電機製作所 0120-888-453
東京芝浦電気(株)	(株)東芝 045-440-6484
中国電機製造(株)	中国電機製造(株) 050-5524-1344
(株)帝国エレクトロニクス製作所	(廃業) 問合せ先無し
古河電気工業(株)	古河電気工業(株) 03-3286-3306
東永電機工業(株)	トーエイ工業(株) 045-411-5191
日本通信工業(株) NTK	日通エレクトロニクス(株) 026-246-6351

3. その他PCB含有に関する主な機器メーカー問合せ先

メーカー名	問合せ先	メーカー名	問合せ先	メーカー名	問合せ先
北芝電機(株)	024-537-2121	東北電機製造(株)	022-364-2162	(株)三社電機製作所	06-6321-0361
(株)キューヘン	0940-34-3212	(株)日立産機システム	0254-46-5535	(株)戸上電機製作所	0120-25-7867
四変テック(株)	変圧器 0877-33-2727	パナソニックエコソリューションズ(株) 回路部	0561-54-9314	日本ガイシ(株)	052-872-8559
	安定器 0877-33-2323	川崎電気(株)	0238-50-0233	光商工(株)	03-3573-1360
東京変圧(株)	03-3732-6311	(株)三英社製作所	03-3781-8129		

参考2 会社以外の法人の主たる業種について

業種	日本標準産業分類 (第12回改定(平成20年4月1日施行)に基づく)
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食料品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
製造業 その他の業種	上記以外の全て

*各分類の詳細については、日本標準産業分類(総務省)を御参照ください。
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

捨印

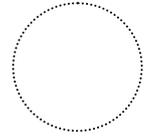
第1号の2様式

平成 年 月 日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒

住 所
申 請 者
氏 名



実印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(法人代表者印)

電話番号
業 種
従業員数

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】 助成対象事業の目的及び内容

微量PCBによって汚染されているおそれのある廃電気機器等に、微量PCBが混入しているかどうかを把握するため、当該微量PCBの濃度を測定する。

【2】 助成対象事業実施予定日(微量PCB濃度分析の実施予定日)※

平成 年 月 日

【3】 経費配分

経費名	経費配分	金額
電気機器の 微量PCB 分析経費	A 測定経費(別紙 合計金額(A)欄の金額)	円
	B 助成計算額(別紙 合計金額(B)欄の金額)	円
	C 助成額(Bの百円未満を切捨て)	円

※ 微量PCB濃度分析の実施予定日が決定していない場合は、目安の日付を記入

※ 交付決定日より前に試料採取及び分析を行った場合は助成対象外となる



**【4】 助成対象機器の内容及び経費内訳
別紙のとおり**

【5】 助成金振込先

金融機関名 (カタカナで記入)								
支店名 (カタカナで記入)								
銀行番号					支店コード			
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座							
口座名義 (カタカナ)								
口座番号 (右詰め)								

※口座名義は、申請者と同一にしてください。

【6】 申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先

名称(所属)	
担当者氏名	
住所	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

【7】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄
1	助成対象経費に係る見積書の写し(税抜きの金額を記載したもの。助成対象機器が複数の場合は、1台ごとの税抜きの金額を記載したもの)	
2	商業登記又は法人登記の登記事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合のみ	
3	印鑑証明書の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書	
4	助成対象者であることを証明する書類(2の書類では助成対象者への該当の有無が確認できない場合のみ)	
5	銘板の写真(ただし、機器を使用中等などで写真の撮影が不可能な場合を除く)	

注 都の分析または処分の助成金交付を申請した者にあつては、前回申請時に提出した、上記2、3の書類が、本申請時においても発行後3箇月以内のものであれば、「助成金交付決定通知書」の写しをもって、上記2、3の書類を省略することができる。

1 機器を保管(使用)する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	
所在地(都内に限る)	

2 助成対象機器の内容

	電気機器の種類	製造者名	型 式	製造番号	製造年 (西暦)	使用・ 保管状況 *1 (○で囲む)	分析に要する 測定経費 *2 〔 試料採取費+分析費+ その他分析に係る経費*4〕	助成計算額 *3 測定経費×1/2 〔 1台につき上限 12,500 円 〕
1					年	使 用 保 管	円	円
2					年	使 用 保 管	円	円
3					年	使 用 保 管	円	円
4					年	使 用 保 管	円	円
5					年	使 用 保 管	円	円
合計金額							(A) 円	(B) 円

*1 使用中である場合にあっては「使用」を、保管中である場合にあっては「保管」を○で囲むこと。

*2 試料採取費・分析費・その他分析に係る経費を含み、消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。

*3 **測定経費の1/2**で1台当たりの**上限を12,500円**とした金額を記載すること。

*4 「その他分析に係る経費」の金額が一式で提示されている場合、申請台数で按分した額を1台あたりの測定経費に計上すること。

● 5台以上分析する場合、または、機器を保管(使用)する事業場が複数ある場合、本紙を複写して記入すること。

記入例

捨印

第1号の2様式

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒000-0000
住 所 東京都新宿区西新宿 2-8-1
申 請 者 〇〇株式会社
氏 名 代表取締役 新宿太郎

実印
(法人代表者印)

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-5388-0000
業 種 製造業
従業員数 100人

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】 助成対象事業の目的及び内容

微量PCBによって汚染されているおそれのある廃電気機器等に、微量PCBが混入しているかどうかを把握するため、当該微量PCBの濃度を測定する。

【2】 助成対象事業実施予定日(微量PCB濃度分析の実施予定日)※

平成〇〇年〇〇月〇〇日

【3】 経費配分

経費名	経費配分	金額
電気機器の 微量PCB 分析経費	A 測定経費(別紙 合計金額(A)欄の金額)	75,500 円
	B 助成計算額(別紙 合計金額(B)欄の金額)	35,250 円
	C 助成額(Bの百円未満を切捨て)	35,200 円

※ 微量PCB濃度分析の実施予定日が決定していない場合は、目安の日付を記入

※ 交付決定日より前に試料採取及び分析を行った場合は助成対象外となる

【4】 助成対象機器の内容及び経費内訳
別紙のとおり

【5】 助成金振込先

金融機関名 (カタカナで記入)	〇〇ギンコウ							
支店名 (カタカナで記入)	□□シテン							
銀行番号	1	2	3	4	支店コード	0	0	7
預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座							
口座名義 (カタカナ)	〇〇カブシキガイシャ							
口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7	※口座名義は、申請者と同一にしてください。

【6】 申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先

名称(所属)	〇〇株式会社 立川支店 管理課
担当者氏名	東京 三郎
住所	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
電話番号	03-5388-0000
FAX番号	03-0000-0000
メールアドレス	〇〇@××.co.jp

【7】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄
1	助成対象経費に係る見積書の写し(税抜きの金額を記載したもの。助成対象機器が複数の場合は、1台ごとの税抜きの金額を記載したもの)	✓
2	商業登記又は法人登記の登記事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合のみ	✓
3	印鑑証明書の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書	✓
4	助成対象者であることを証明する書類(2の書類では助成対象者への該当の有無が確認できない場合のみ)	✓
5	銘板の写真(ただし、機器を使用中等などで写真の撮影が不可能な場合を除く)	✓

注 都の分析または処分の助成金交付を申請した者にあつては、前回申請時に提出した、上記2、3の書類が、本申請時においても発行後3箇月以内のものであれば、「助成金交付決定通知書」の写しをもって、上記2、3の書類を省略することができる。



1 機器を保管(使用)する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	〇〇(株)立川工場
所在地(都内に限る)	立川市錦町 4-6-3

2 助成対象機器の内容

	電気機器の種類	製造者名	型 式	製造番号	製造年 (西暦)	使用・ 保管状況 *1 (○で囲む)	分析に要する 測定経費 *2 〔 試料採取費+分析費+ その他分析に係る経費*4〕	助成計算額 *3 測定経費 × 1/2 〔 1台につき上限 12,500 円 〕
1	高圧トランス	〇〇電機	LV-6	123-456	1970年	使用 保管	25,000 円	12,500 円
2	高圧コンデンサ	〇〇電機	SSS	54-321	1965年	使用 保管	30,000 円	12,500 円
3	高圧コンデンサ	〇〇電機	FFF	F999121	1961年	使用 保管	20,500 円	10,250 円
4	<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> 機器の銘板を確認し記入する </div>					使用 保管	円	円
5						使用 保管	円	円
合計金額							(A) 75,500 円	(B) 35,250 円

見積書に記載している
1台あたりの測定経費を記入
※税抜き金額

- *1 使用中である場合にあっては「使用」を、保管中である場合にあっては「保管」を○で囲むこと。
- *2 試料採取費・分析費・その他分析に係る経費を含み、消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。
- *3 **測定経費の1/2**で1台当たりの**上限を12,500円**とした金額を記載すること。
- *4 「その他分析に係る経費」の金額が一式で提示されている場合、申請台数で按分した額を1台あたりの測定経費に計上すること。
- 5台以上分析する場合、または、機器を保管(使用)する事業場が複数ある場合、本紙を複写して記入すること。
- 製造者名・型式・製造番号・製造年が不明な場合は「不明」と記載し、機器全体の写真又は機器の設置場所の写真を添付すること。

捨印

平成 年 月 日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒

住所
申請者
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

実印
(法人代表者印)

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業(変更・廃止)承認申請書

年 月 日付 整理番号 号をもって、交付決定を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金について、内容に変更が生じたので、関係書類を添えて下記のとおり承認を申請します。

記

【1】 変更、廃止の理由

【2】 助成対象事業実施予定日(実施予定日に変更がある場合に限り記載すること。)

既定 年 月 日 ⇒ 変更後 年 月 日

【3】 経費配分の変更(経費配分に変更がある場合に限り記載すること。)

経費名	経費配分	金額
電気機器の 微量PCB 分析経費	A 測定経費(別紙 合計金額(A)欄の金額)	円
	B 助成計算額(別紙 合計金額(B)欄の金額)	円
	C 助成額(Bの百円未満を切捨て)	円

【4】 交付決定額の変更(交付決定額に変更がある場合に限り記載すること。)

交付決定額 金 円 ⇒ 変更申請額 金 円

* 添付書類(申請の内容に応じてその証明となる書類を添付すること。)

【5】 助成金振込先の変更(振込先に変更がある場合に限り記載すること。)

金融機関名(カナ)		支店名(カナ)	
銀行番号		支店コード	
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座		
口座名義(カタカナ)			
口座番号(左詰め)			※口座名義は、申請者と同一にしてください。

1 機器を保管(使用)する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	
所在地(都内に限る)	

2 助成対象機器の内容

	電気機器の種類	製造者名	型 式	製造番号	製造年 (西暦)	使用・ 保管状況 *1 (○で囲む)	分析に要する 測定経費 *2 { 試料採取費+分析費+ その他分析に係る経費*4 }	助成計算額 *3 測定経費×1/2 { 1台につき上限 12,500円 }
1					年	使 用 保 管	円	円
2					年	使 用 保 管	円	円
3					年	使 用 保 管	円	円
4					年	使 用 保 管	円	円
5					年	使 用 保 管	円	円
合計金額							(A) 円	(B) 円

*1 使用中である場合にあっては「使用」を、保管中である場合にあっては「保管」を○で囲むこと。

*2 試料採取費・分析費・その他分析に係る経費を含み、消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。

*3 **測定経費の1/2**で1台当たりの**上限を12,500円**とした金額を記載すること。

*4 「その他分析に係る経費」の金額が一式で提示されている場合、申請台数で按分した額を1台あたりの測定経費に計上すること。

● 5台以上分析する場合、または、機器を保管(使用)する事業場が複数ある場合、本紙を複写して記入すること。

● 製造者名・型式・製造番号・製造年が不明な場合は「不明」と記載し、機器全体の写真又は機器の設置場所の写真を添付すること。

捨印

第5号の2様式

平成 年 月 日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒

住 所

申請者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (法人代表者印)

実印

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業実績報告書

平成 年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の交付決定を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

【1】 補助対象事業の内容及び成果

微量PCBによって汚染されているおそれのある廃電気機器等の微量PCBの濃度を測定することにより、当該汚染の有無を把握した。

【2】 助成金交付決定額

金 円

【3】 助成対象事業完了日（微量PCBの濃度を証明する書類の発行日）

平成 年 月 日

【4】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添 付 書 類	チェック欄
1	測定した、助成対象機器中の絶縁油に含まれる 微量PCBの濃度を証明する書類 （計量証明事業者が発行したものに限る。）の写し	
2	請求明細書の写し （税抜きの請求額を記載したもの。助成対象機器が複数の場合は1台ごとの税抜きの金額を記載したもの）	
3	支払いを確認することのできる書類の写し （測定した事業者が発行した領収書等）	
4	第7号様式 助成金請求書	
5	銘板の写真 （ただし、交付申請時に提出済の場合は除く）	

記入例

第5号の2様式

捨印

記載不要

平成 年 月 日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒000-0000

住 所 東京都新宿区西新宿2-8-1

申請者 ○○株式会社

氏 名 代表取締役 新宿太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

実印

(法人代表者印)

記載不要

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業実績報告書

平成 年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の交付決定を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

【1】 補助対象事業の内容及び成果

微量PCBによって汚染されているおそれのある廃電気機器等の微量PCBの濃度を測定することにより、当該汚染の有無を把握した。

【2】 助成金交付決定額

金 35,200 円

通知書の助成金交付決定額を記載

【3】 助成対象事業完了日（微量PCBの濃度を証明する書類の発行日）

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

【4】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添 付 書 類	チェック欄
1	測定した、助成対象機器中の絶縁油に含まれる 微量PCBの濃度を証明する書類 （計量証明事業者が発行したものに限る。）の写し	✓
2	請求明細書の写し（税抜き請求額を記載したもの。助成対象機器が複数の場合は1台ごとの税抜きの金額を記載したもの）	✓
3	支払いを確認することのできる書類の写し（測定した事業者が発行した領収書等）	✓
4	第7号様式 助成金請求書	✓
5	銘板の写真（ただし、交付申請時に提出済の場合は除く）	✓



平成 年 月 日

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金請求書

請求金額 円

平成 年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の額の確定通知を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金を請求します。

平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

【申請者】

住 所	〒		
申請者名 (法人名)	フリガナ	(法人代表者印)	実印
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ		

事業名	東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成対象項目 及び 数量	

記入例

捨印

記載不要

平成 年 月 日

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金請求書

通知書の助成金交付決定額を記載
* 交付決定額に変更があった場合は
変更後の金額を記載

請求金額 325,000 円

平成 年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の額の確定通知を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金を請求します。

記載不要

平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

【申請者】

住 所	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1		
申請者名 (法人名)	フリガナ ○○カブシキガイシャ ○○株式会社	(法人 実 代表者 印)	印
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク シンジュク タロウ 代表取締役 新宿 太郎		

記載不要

事業名	東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成対象項目 及び 数量	

東京都微量 PCB 廃棄物処理支援事業
助成金交付申請の手引き（分析経費）
平成29年8月

編集・発行 公益財団法人東京都環境公社
微量 PCB 助成金交付担当
住所 東京都墨田区江東橋 4-26-5
東京トラフィック錦糸町ビル 8F
電話 03-3649-8541